

ID: 751

担当部署: 建設水道課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の14第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の14第2項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の14 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日